

# 松阪市「残さず食べよう」「持ち帰り」協力店・事業所認定制度実施要綱

令和6年9月5日 告示第289号

## (目的)

第1条 この要綱は、食べられるのに捨てられてしまう食品ロスを「もったいない」の気持ちで事業者等と松阪市が協力して減らすことにより、本市における一般廃棄物の減量を図るため、食品ロス削減を推進する飲食店、宿泊施設、小売店、事業所等を松阪市「残さず食べよう」「持ち帰り」協力店（以下「協力店」という。）又は松阪市「残さず食べよう」協力事業所（以下「協力事業所」という。）として認定することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店、宿泊施設等 市内で営業を行う飲食店、宿泊施設その他食事を提供する施設
- (2) 小売店等 市内で営業を行う食料品小売店
- (3) 事業所等 市内に所在する事業所
- (4) 3010運動 宴会や会合時等において、食事開始後の30分間は席を立たずに料理を楽しみ、食事終了前の10分間は自席に戻って料理を楽しむ運動

## (申請)

第3条 協力店の認定を受けようとする飲食店、宿泊施設等及び小売店等は、松阪市「残さず食べよう」「持ち帰り」協力店認定申請書（様式第1号）に、協力事業所の認定を受けようとする事業所等は、松阪市「残さず食べよう」協力事業所認定申請書（様式第2号）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

## (認定基準)

第4条 協力店及び協力事業所の認定基準は、それぞれ別表に掲げる取組項目の一つ以上取り組んでいることとする。

## (認定)

第5条 市長は、第3条の申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めた場合は、協力店又は協力事業所等に認定し、松阪市「残さず食べよう」「持ち帰り」協力店・事業所認定証（様式第3号）及び食品ロス削減に資する啓発物品等（以下「認定証等」という。）を交付するものとする。

## (認定証等の掲示及び周知啓発)

第6条 前条の規定により認定を受けた協力店及び協力事業所（以下「認定店等」という。）は、店内又は店舗若しくは事業所の人目にふれる場所に認定証

等を掲示するなどし、3010 運動等の食品ロス削減の取組の実践、周知及び啓発に努めるものとする。

2 市長は、認定店等に関する情報を市のホームページ等を利用して、広く市民等に周知するものとする。

(認定の辞退)

第7条 認定店等は、廃業等によりその営業を終了したとき又は認定の継続を希望しないときは、松阪市「残さず食べよう」「持ち帰り」協力店・事業所認定辞退届(様式第4号)により、市長に届出をし、併せて認定書等を返還するものとする。

(変更の届出)

第8条 認定店等は、第3条の申請書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに、松阪市「残さず食べよう」「持ち帰り」協力店・事業所内容変更届(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(認定の取り消し)

第9条 市長は、認定店等が次の各号のいずれかに該当するときは、松阪市「残さず食べよう」「持ち帰り」協力店・事業所認定取消通知書(様式第6号)により、認定を取り消すことができる。

- (1) 第7条に規定する届出があったとき。
- (2) 認定基準を満たさなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に不適切と認めたとき。

2 前項の規定により認定の取り消しを受けた認定店等は、認定証等を市長に返還しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	取 組 項 目
協力店 （飲食店、宿泊施設等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○残さず食べよう 3010 運動の周知・啓発</li> <li>○食べ残しの持ち帰りへの対応</li> <li>○小盛りメニューの提供</li> <li>○その他食品ロス削減による取組</li> </ul>
協力店 （小売店等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食品ロス削減についての店内における周知・啓発</li> <li>○ばら売り、少量パック販売等の実施</li> <li>○値引き販売による食料品廃棄の抑制</li> <li>○フードバンク等への提供や食品リサイクルの実施</li> <li>○その他食品ロス削減による取組</li> </ul>
協力事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○残さず食べよう 3010 運動の実践</li> <li>○3010 運動や食品ロス削減についての事業所内での周知啓発</li> <li>○3010 運動や食品ロス削減についての事業所外への広報</li> <li>○その他食品ロス削減による取組</li> </ul>